

平成28年7月1日

姫路市スポーツイベント開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市で開催されるスポーツ競技大会又はスポーツイベントを主催する団体に対して補助金を交付することにより、大規模大会の誘致を推進し、もって本市のスポーツの振興と発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国規模大会 全国的又は国際的な規模をもって開催されるスポーツ競技大会であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - ア 当該大会に参加する選手の数が100人以上であること。
 - イ 当該大会に参加する選手の半数以上が近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県の区域をいう。次号において同じ。）及び近隣県（鳥取県及び岡山県をいう。）を除く区域から参加する者であること。
- (2) 近畿規模大会 近畿地方以上の規模をもって開催されるスポーツ競技大会であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - ア 当該大会に参加する選手の数が100人以上であること。
 - イ 当該大会に参加する選手の半数以上が、兵庫県外から参加する者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、姫路市内で開催するスポーツ競技大会又はスポーツイベントであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全国規模大会
- (2) 近畿規模大会
- (3) プロスポーツ選手又は日本代表等の経験を有するトップアスリート等（以下「アスリート」という。）による、広く市民を対象とした指導者育成又は青少年

の競技力向上に関するスポーツイベント

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する必要があると認めるスポーツ競技大会又はスポーツイベント

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助対象事業としない。

- (1) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (2) 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのあるもの
- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するもの
- (4) 営利又は商業的な宣伝を主な目的とするもの
- (5) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するもの
- (6) 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催し、又は運営に関与するもの
- (7) 市の他の助成制度による財政的支援を受けたもの又は受ける見込みのあるもの
- (8) 市の外郭団体、市の出資団体又は市から補助金を受けている団体等から別に補助金等の支援を受けた事業又は受ける見込みのある事業
- (9) 関係する団体等が持ち回りで開催するものであって、開催地の順序があらかじめ定められているもの
- (10) 市の施設において使用料等の減免を受けたもの又は受ける見込みのあるもの
- (11) 市外の会場を併用して実施するもの
- (12) 補助金の交付を受けずに事業が遂行できるとみなされる事業
- (13) チャリティー活動を主たる目的とするもの
- (14) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補

助対象事業の主催者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費（競技役員、審判及びアスリートの謝金）
- (2) 旅費（競技役員、審判及びアスリートの交通費又は宿泊費）
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）
- (4) 役務費（手数料、通信運搬費、保険料、広告料等）
- (5) 委託料（計測・警備・清掃委託費等）
- (6) 使用料及び賃借料（物品・会場・車両借上料、通行料・駐車料等）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ別表種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助額の欄に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の開催日から起算して30日前までの日に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) 過去に補助対象事業を実施したことがある場合は、直近で実施した当該補助対象事業に係る決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、速やかに補助

金交付可否決定書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件等）

第 9 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 10 条 第 8 条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって申請の取下げを行うことができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の遂行）

第 11 条 補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意義務をもって補助対象事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、市長の随時の要求に応じ、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の遂行の状況を市長に報告しなければならない。

（補助事業の変更等）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく計画変更・廃止（中止）申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（着手届及び完了届）

第 13 条 補助事業者は、補助事業に着手したとき又は当該補助事業が完了したときは、直ちに着手・完了届（様式第 4 号）を市長の定める期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 補助対象者は、補助事業が完了した日から 10 日を経過する日又は補助事

業の開催日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第５号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書について、その報告に係る補助対象事業が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

２ 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を補助金交付額確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１６条 補助事業者は、前条第２項による通知を受領した後、３０日以内に補助金交付請求書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交可否付決定書の写し
- (2) 補助金交付額確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第１７条 市長は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業により取得した次に掲げる財産を市長の文書による承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供したとき。（補助対象者が、補助金の全部に相当する金額を市に返納した場合を除く。）

ア 不動産及びその従物

イ 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

ウ その他補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認め市長が指定するもの

(4) 補助事業に関し交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、第16条第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額について、補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第2項及び前条の規定により交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消しに係る部分又は変更による減額部分について、既に補助金が交付されているときは、速やかに補助事業者に対し、補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市スポーツイベント開催補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請される補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

種別	補助額
第3条第1項第1号に該当する事業	1,000,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額
第3条第1項第2号に該当する事業	500,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額
第3条第1項第3号に該当する事業	300,000円又は補助対象経費の2分の1のいずれか低い額
第3条第1項第4号に該当する事業	市長が適当と認める額